

建設工事の標準金額に関する区分変更の運用基準について

(平成14年4月1日制定)

(平成17年4月1日改正)

(平成30年4月1日改正)

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）別表の注により同表に定める建設工事の標準金額の区分を変更する場合の運用基準は、次のとおりとする。

(土木一式工事)

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A級	40,000千円以上	24,000千円以上	—	—
B級	20,000千円以上 40,000千円未満	12,000千円以上	Ⓑ	48,000千円未満
C級	8,000千円以上 20,000千円未満	0千円以上	Ⓒ	24,000千円未満
D級	8,000千円未満	—	Ⓓ	12,000千円未満

(建築一式工事)

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A級	64,000千円以上	40,000千円以上	—	—
B級	28,000千円以上 64,000千円未満	16,000千円以上	Ⓑ	88,000千円未満
C級	10,000千円以上 28,000千円未満	0千円以上	Ⓒ	40,000千円未満
D級	10,000千円未満	—	Ⓓ	16,000千円未満

(舗装工事)

格付区分	標準金額	直近下位
		標準金額
A級	12,000千円以上	4,000千円以上
B級	12,000千円未満	—
C級	4,000千円未満	—

(造園工事)

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A級	9,000千円以上	2,000千円以上	—	—
B級	9,000千円未満	—	Ⓑ	14,000千円未満

(管工事)

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A級	12,000千円以上	7,000千円以上	—	—
B級	5,000千円以上 12,000千円未満	0千円以上	ⓑ	18,000千円未満
C級	5,000千円未満	—	ⓒ	7,000千円未満

(電気工事)

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A級	12,000千円以上	7,000千円以上	—	—
B級	5,000千円以上 12,000千円未満	0千円以上	ⓑ	18,000千円未満
C級	5,000千円未満	—	ⓒ	7,000千円未満

- 注 1 直近下位の標準金額は、変更後の標準金額の下限である。
2 直近上位の運用区分は、格付区分に格付された者のうち直近上位の適用を受けることができる者の区分である。
3 直近上位の標準金額は、変更後の標準金額の上限である。
4 土木一式工事のうちプレストレストコンクリート構造物工事については、別途定める。